（無線機器型式検定規則の一部改正）

第三条　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

別表第一号　機器の構造及び性能の条件（第２条関係）

機種	条件
［略］	
船舶に設置する無線航行のためのレーダー	１　Ｐ０Ｎ電波2.9GHzから3.1GHzまで若しくは9.3GHzから9.5GHzまでを使用するもの又はＰ０Ｎ、Ｑ０Ｎ及びＶ０Ｎ電波2.9GHzから3.1GHzまで若しくは9.3GHzから9.5GHzまでを使用するものであること。 ［２　略］ ３　設備規則第48条第１項第３号及び第７号イ並びに第２項第１号から第５号まで、第６号ハ(2)、第８号から第12号まで及び第14号の条件に適合するものであること。 ４　設備規則第48条第２項第13号に掲げる装置を備え付ける場合は、当該装置と連動して方位、位置、船舶認識等を得ることができること。 ［５　略］

［注　略］

別表第二号　機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電気的条件（第２条関係）

機種	試験方法		条件
［略］			
船舶に設置する無線航行のためのレーダー	１　振動	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.7　振動試験」によること。	［１　略］ ２　始動してから４分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。 (1)　周波数及び指定周波数帯は、設備規則別表第１号注29の条件に適合すること。
	２　注水	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.8　注水試験」によること。	

改正前

別表第一号　機器の構造及び性能の条件（第２条関係）

機種	条件
［同左］	
船舶に設置する無線航行のためのレーダー	１　Ｐ０Ｎ電波2.92GHzから3.1GHzまで、5.46GHzから5.65GHzまで若しくは9.32GHzから9.5GHzまでを使用するもの又はＰ０Ｎ、Ｑ０Ｎ及びＶ０Ｎ電波2.92GHzから3.1GHzまでを使用するものであること。 ［２　同左］ ３　設備規則第48条第１項第３号及び第７号イ並びに第２項第１号から第４号まで、第５号ハ(2)、第７号から第11号まで及び第13号の条件に適合するものであること。 ４　設備規則第48条第２項第12号に掲げる装置を備える場合は、当該装置と連動して方位、位置、船舶認識等を得ることができること。 ［５　同左］

［注　同左］

別表第二号　機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電気的条件（第２条関係）

機種	試験方法		条件
［同左］			
船舶に設置する無線航行のためのレーダー	１　振動	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.7　振動試験」によること。	［１　同左］ ２　［同左］
	２　注水	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.8　注水試験」によること。	(1)　指定周波数帯の幅は、次表の左欄に掲げる使用周波数の区別に従い、同表の右欄に掲げる値の範囲内にあること。